

## 有害対象狩猟鳥獣捕獲等の許可基準

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例(平成11年福島県条例第59号)に基づき、市が処理することとされた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づく対象狩猟鳥獣(カワウ、ツキノワグマ及びニホンジカを除く。)の捕獲等の許可の基準については、法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。)に定めのあるもののほか、福島県第10次鳥獣保護事業計画(以下「県計画」という。)に即して、次のとおりとする。

(許可基準)

- 1 法第9条第1項の規定に基づく有害鳥獣捕獲等の目的に係る市長の許可に関する許可基準は、次のとおりとする。
  - (1) 有害鳥獣捕獲等の許可(予察捕獲(被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲等をいう。以下同じ。)を除く。)は、被害が現に生じ、又はそのおそれがあり、原則として、被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められる場合に許可するものとする。
  - (2) 予察捕獲等の許可は、イノシシについてのみ許可するものとする。
  - (3) 許可対象者は、被害等を受けた者若しくは被害等を受けた者から依頼された者又は法第9条第8項に規定する国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人(以下「法第9条第8項の法人」という。)であって、原則として、次の①から④までの要件を満たす者であること。ただし、予察捕獲等の許可対象者は、法第9条第8項の法人に限る。また、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者が法人である場合には、実際に捕獲等を行う者が原則として次の①から④までの要件を満たす者であること。
    - ①-1 法定猟法により捕獲等をする場合には、その猟具に係る狩猟免許を有する者。ただし、柵等で囲まれた住宅の敷地内で銃器以外の方法

により捕獲等をするときなど、鳥獣の保護、住民の安全確保等に支障を及ぼすおそれがない場合には、必ずしも狩猟免許を有する者であることは要さない。

①-2 法定猟法以外の方法により捕獲等をする場合及び①-1 のただし書の場合には、原則として次の a から c までのすべての要件を満たす者

a 捕獲等をしようとする鳥獣の判別が可能であること。

b 使用する猟具の取扱いができるなど、適切な捕獲等が可能であること。

c 捕獲等をした鳥獣について適切に処置することが可能であること。

② 省令第 67 条第 2 項第 1 号の被共済者、同項第 2 号の被保険者等と同等以上の事故による損害賠償能力を備えている者。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

③ 当該許可に係る方法による鳥獣の捕獲等の実績がある者。ただし、①-2 a から c までのすべての要件を満たす者については、この限りでない。なお、複数の者が共同で捕獲等を行う場合には、この要件に該当する者を含むこと。

④ 被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者。なお、複数の者が共同で捕獲等を行う場合には、この要件に該当する者を含むこと。ただし、柵等で囲まれた住宅の敷地内で銃器以外の方法により捕獲等をするときなど、鳥獣の保護、住民の安全確保等に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。

(4) 捕獲等の実施者の数は、必要最小限であること。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同捕獲等又は単独捕獲等による捕獲方法が適切に選択されていること。

(5) 捕獲等の対象となる鳥獣は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種であることとし、その種類と数及びその期間は、県計画に定める許可基準によるものとする。

(6) 捕獲等を実施する区域は、被害等の発生の状況に応じ、捕獲等の対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえ、被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とすることとし、その範囲は、必要最小限の区域とする。なお、法

第9条第8項の法人に対する許可以外の許可の場合には、原則として当該許可に係る被害等を受けた者が管理する被害等の発生地域及びその隣接地等の区域内に限るものとする。

- (7) 捕獲方法は、法第9条第8項の法人に対する許可以外の許可の場合には、原則として、銃器以外の方法によるものとする。ただし、大型でどう猛な鳥獣の捕獲等をしようとする場合であつて、止めさしにのみ銃器を使用する場合は、この限りでない。

(標準処理期間)

- 2 市長は、捕獲許可申請書が提出されたときは、当該申請書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがあるときは、相当の期間を定め申請者に補正させるものとする。

申請の処理は、申請書が提出された日(申請書の不備又は不足について求めた場合にあつては、当該補正がなされた日)から起算して原則として7日以内に行うものとする。ただし、申請書の内容の不備その他の事由により指導を要する場合は、この限りでない。